

DSA(リモートサポートアプリケーション)運用標準規約

第1条(はじめに)

- 1・このサポートシステムは株式会社コンピュータシステム研究所(以下:弊社)がお客様もしくはお客様と同等のサポートを行う責任がある法人、団体、個人様(以下:お客様)に対して下記に示す内容についてご同意をいただくことを条件としてご利用いただけるものとします。

お客様は本サポートの利用を開始する前に、本規約その他サポートに適用される規約を最後まで熟読して、その内容を十分に理解しかつこれに同意するものとし、かつこれを誠実に遵守するものとします。

第2条(利用環境の整備)

- 1・本サポートを利用するために必要な通信機器、その他これに付随して必要となる全ての機器を、お客様の自己の費用と責任において準備し本サポートが利用可能な状態に置くものとします。

第3条(サポート利用契約の成立)

- 1・本サポートは弊社の指定する手続きに基づき、DSA(ダイレクトサポートアプリケーション以下:リモートサポート)を含む保守サポート契約を結ぶことにより初めて受けることができるサポートです。
- 2・リモートサポートにおける弊社が実行する各操作は、すべてお客様の同意の下になされます。尚、リモートサポートはいつでもお客様の意思により終了させることができます。

第4条(本サポートの停止又は中断)

- 1・契約時に虚偽の事項を通知した場合
- 2・本規約に違反した場合
- 3・本サポートの運営を妨げる行為を行った場合

第5条(本サポートの一時中断)

弊社は、以下のいずれかが起こった場合は、お客様に事前に通知することなく、一時的に本サポートを中断することがあります

- 1・本サポートのシステムの保守を緊急に行う場合
- 2・火災、停電等により本サポートの業務ができなくなった場合
- 3・地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サポートの業務ができなくなった場合
- 4・戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サポートの業務ができなくなった場合
- 5・弊社または第三者の間で紛争が生じた場合
- 6・その他運用上或は技術上、弊社が本サポートの一時的な中断が必要と判断した場合

第6条(免責)

- 1・弊社は、本サポートのいかなる機能についても、その完全性を保証するものでなく、その利用に関連して生じた一切の損害について責任を負いません。
- 2・弊社は、本サポートの利用に遅延または中断等が生じても補償の責任を一切負わないものとし、弊社およびお客様等が被った損害等に関し、何ら責任も負わないものとします。

- 3・お客様は本サポートを受ける前に自己の責任でパソコンのソフトウェア及びデータ等のバックアップをとるものとし、バックアップをとらなかった場合にはその損害を補償しません。

第7条（譲渡禁止等）

- 1・お客様は本規約に基く権利義務およびその地位を第三者に譲渡したり、売買、質権の設定等の行為は出来ないものとします。

第8条（内容等の変更）

- 1・弊社は、お客様への事前の通知なくして本サポートの内容、名称又は仕様を変更することがあります。
- 2・弊社は前項の変更に関し一切責任を負いません。

第9条（サポート内容）

このサポートはお客様の意思により弊社、オンラインサポートセンターへ問い合わせを行い下記のサポートを受ける事ができます。

お客様は保守支援中、保守内容を確認頂くため、原則パソコン前に待機していただき、操作内容を確認して頂きます。尚、弊社は必要に応じファイルの消去、移動等を行います。適宜お客様に確認、同意を頂いてから遠隔操作を致します。

- 1・弊社ソフトウェアの操作サポート
- 2・弊社ソフトウェアがインストールされているパソコンのトラブル
- 3・上記に付随するトラブル及びメンテナンスをインターネット回線を利用してオンラインサポートセンターよりお客様のパソコン操作を遠隔保守支援する。
- 4・1回のサポート時間は15分を目安とする。

第10条（操作システム）

遠隔保守支援により弊社が操作するシステム、データは以下のもののみになります。

- 1・弊社ソフトウェア
- 2・弊社ソフトウェアの使用に必要な各種データ（図面、部品、コンテンツ、単価マスター等）
- 3・弊社ソフトウェアの使用によって作成された各種データ（図面、部品、積算、見積書等）
- 4・弊社が納品、作成した各種一般データ（操作説明書データ等）

第11条（禁止事項）

本サポートを使用して以下の保守支援は行いません。

- 1・各種業務代行入力（図面入力、積算業務等）
- 2・弊社以外のソフトウェア等の操作支援

第12条（協議および管轄裁判所）

- 1・本規約に定めない事項について、仮にお客様と弊社との間で問題が生じた場合は、お客様共に誠意を持って協議し、解決するものとします。
- 2・前項の協議によって問題が解決しない場合は、東京地方裁判所を第一審専属合意管轄裁判所とし、紛争を解決するものとします。